

1963年9月25日(第3日目)

1. 開議並に散会時談(補正) 午前10時39分～午後12時11分)

2. 応招議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久 寂太郎	2番	比 嘉 定 亮	3番	天 久 盛 雄
4番	安次 宮 盛 信	5番	石 川 真 六	6番	仲 村 春 泉
7番	稻 嶺 正 辰 弘	8番	石 田 英 正	9番	安 里 安 昉
10番	又 吉 正 弘	11番	石 川 繁 繁	12番	大 川 昇 昇
13番	伊 佐 真 待	～	～	15番	官 城 盛 昌
16番	宮 里 敏 行	17番	伊 佐 貞 寿	18番	中 里 幸 助
19番	真 島 行 男	20番	仲 村 盛 光	21番	古 以 藏 清 次郎

3. 不応招議員は次の通りである。

14番 仲 村 喜 永

4. 出席議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天 久 寂太郎	2番	比 嘉 定 亮	3番	天 久 盛 雄
4番	安次 宮 盛 信	5番	石 川 真 六	6番	仲 村 春 泉
7番	稻 嶺 正 辰 弘	8番	石 田 英 正	9番	安 里 安 昉
10番	又 吉 正 弘	11番	石 川 繁 繁	12番	大 川 昇 昇
13番	伊 佐 真 待	～	～	15番	官 城 盛 昌
16番	宮 里 敏 行	17番	伊 佐 貞 寿	18番	中 里 幸 助
19番	真 島 行 男	20番	仲 村 盛 光	21番	古 以 藏 清 次郎

5. 欠席議員は次の通りである。

14番 仲 村 喜 永

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事観明のため出席したものは次の通りである。

市長 仲 村 春 泉 助 長 真 島 行 男 総務課長 松 川 正 毅

1963年9月25日(9月3日)

1. 開会式に出席時刻(午前10時39分～午後12時11分)

2. 出席時刻は次の通りである。

席番	氏名	席番	氏名	席番	氏名	席番	氏名
1番	天久 源太郎	2番	比 定 亮	3番	天久 登 雄	4番	安成 喜 永
4番	安成 喜 永	5番	石川 真 大	6番	仲村 星 安	7番	安成 喜 永
7番	安成 喜 永	8番	石川 真 大	9番	安成 喜 永	10番	安成 喜 永
10番	安成 喜 永	11番	石川 真 大	12番	安成 喜 永	13番	安成 喜 永
13番	伊 敏 行	～	～	15番	安成 喜 永	16番	安成 喜 永
16番	安成 喜 永	17番	伊 敏 行	18番	安成 喜 永	19番	安成 喜 永
19番	安成 喜 永	20番	伊 敏 行	21番	安成 喜 永		

3. 出席時刻は次の通りである。

14番 仲村 喜 永

4. 出席時刻は次の通りである。

席番	氏名	席番	氏名	席番	氏名	席番	氏名
1番	天久 源太郎	2番	比 定 亮	3番	天久 登 雄	4番	安成 喜 永
4番	安成 喜 永	5番	石川 真 大	6番	仲村 星 安	7番	安成 喜 永
7番	安成 喜 永	8番	石川 真 大	9番	安成 喜 永	10番	安成 喜 永
10番	安成 喜 永	11番	石川 真 大	12番	安成 喜 永	13番	安成 喜 永
13番	伊 敏 行	～	～	15番	安成 喜 永	16番	安成 喜 永
16番	安成 喜 永	17番	伊 敏 行	18番	安成 喜 永	19番	安成 喜 永
19番	安成 喜 永	20番	伊 敏 行	21番	安成 喜 永		

5. 出席時刻は次の通りである。

14番 仲村 喜 永

6. 市議特別出席第61条の規定により、出席認明のため出席したものは次の通りである。

市長 仲村 喜 永 助 長 伊 敏 行 副 助 長 松 川 正 幸

建設課長 島袋 昌憲 民生課長 当山 全吾 水道課長 国吉 真義  
 住民課長 伊村 泰信 経済課長 沢し 安一 財政課長 奥田 博俊

7. 議会事務局出席者

局長 宮坂 光雄 書記 照上 毅 島袋 真白 知念 善光

8. 議事日程は次の通りである。

日程第1. 議案第36号 1964年度宜野湾市上水道特別会計才入才  
 才出追加更正予算について、

日程第2. 議案第38号 給水顧客の移管に伴う財産の取得について、



議 長～出席議員 178 名であります。市町村自治法第 53 条の規定により議会は成立致しますので、只今より本日の会務を開始します。  
(午前 10 時 3 分)

議 長～目録第 1 議案第 36 号 宜野湾市上水道特別会計才入才嶺追加更正予算についてを、議題と致します。本案は質疑の段階において、繰越質疑になつておりましたので引き続き質疑を求めます。

議 長～置く休憩致します。(午前 10 時 39 分)

議 長～再開致します。(午前 10 時 40 分)

議 長～11 番の出席を求めます。(午前 10 時 45 分)

議 長～お諮り致します。議案第 38 号 給水顧客の移管に伴う財産の取得について)が急つておりますので、質疑追加を願います。

議 長～目録第 1、議案第 36 号 1964 年度宜野湾市才入才嶺追加更正予算については、質疑の段階において繰越質疑に致します。

議 長～目録第 2、議案第 40 号 給水顧客の移管に伴う財産の取得についてを上程致します。審議をして朗読せしめます。

議 長～本案に対する賛否者の趣旨説明を求めます。

市 長～この案に示している様に、大楯、大嶺名、高田、真志喜地域の外人住居の給水することを水道公社から、今度市の方に移管したいと、その条件については、別紙に示された通りであります。その移管をする場合にそちらに取り付けられた所の量水器施設を市の財産に移したいと云うので、本案を提案したのであります。宜しく御審議をお願い致します。

議 長～本案に対する質疑を求めます。議案第 36 号で充當に質疑されておりますが、その外に何かございませんか。

1 番～移管に伴う条件が別紙に明示されておりましたが、その中の 2 項ですら、3 項でございます。議案の要領があれば、宜野湾市は水道条例に規定されている範囲内において、市給水施設への連絡を許可すると云う内容の御説明と、それからメーター代が明示されておりました。5、829、67セントそれは現在未だ支払いはされてないと思っておりますが、その金額と前の受け入れの金額との差額について御説明願います。

議長～出席議員175名であります。市町村自治法第53条の規定により議会は成立致しますので、只今より本日の会議を開きます。  
(午前10時35分)

議長～日程第1議案第36号宜野湾市上水道特別会計才入才出追加更正予算についてを、議題と致します。本案は質疑の段階において、継続審議になつておりましたので引き続き質を求めます。

議長～暫く休憩致します。(午前10時39分)

議長～再開致します。(午前10時40分)

議長～11番の出席を求めます。(午前10時45分)

議長～お語り致します。議案第38号給水顧客の移管に伴う財産の取得について)が参つておりますので、日程追加を願います。

議長～日程第1、議案第36号1964年度宜野湾市才入才出追加更正予算については、質の段階において継続審議に致します。

議長～日程第2、議案第40号給水顧客の移管に伴う財産の取得についてを上提致します。審議をして朗読せしめます。

議長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

市長～この案に示めしている様に、大糠、大謝名、高田、真志喜地域の外人住宅の給水することを水道公社から、今更市の方に移管したいと、その条件については、別紙に示された通りであります。その移管をする場合にそちらに取り付けられた所の量水器施設を市の財産に移したいと云うので、本案を提案したのであります。宜しく御審議をお願い致します。

議長～本案に対する質疑を求めます。議案第36号で充骨に質疑されておりますが、その外に何かございませんか。

1番～移管に伴う条件が別紙に明示されておりましたが、その中の2項ですれ、3項でございます。顧客の要望があれば、宜野湾市は水道条例に規定されている範囲内において、市配水施設への連結を許可すると云う内容の御説明と、それからメーター代が明示されておりますが、5、823、67セントそれは現在未だ支払いはされていないと思っておりますが、その金額と前の受け入れの金額との関連について御説明願います。

水道課長～御説明申し上げます。2項の第3顧客の要望があれば、直野河等は水道条例に規定されている期間内において、市配水施設への連絡を許可すると云う事は、これは少し先んぎのミスではないかと思つておるんですが、現在の施設は、いわゆる個人の施設であると、しかし、それを市に管理した後は市の条例において、それ以上その施設に給水が必要とする人が出た場合には、市の条例によつてしか給水は出来ないと言ふことですが、今までは個人の施設であるから管理費、~~水~~料金を払いな何が取られてはいかないと言ふ事なことです。

1 番～顧客の要望があればとなつておられますけれども、顧客の要望がなければ、市はその条例に基づいて、この給水は出来ないという事柄ですか

水道課長～顧客と云いまして、これは現在管理をついている身ではなしに、その外の顧客が、ここから水を取らして呉れと云うた場合には、結局は市の条例を適用すると云うことです

1 番～私が疑問に思うのは、顧客の要望があればという内容でございますけれども、これから管理をする地域において、若し顧客が振るすれば出来ないか。

水道課長～これはこの顧客の要望ではなくして、新しく給水の要望者がいない場合です。

1 番～引違ついた後の話してはいたしませんか。(ハイ)

1 番～その場合は、当然これは市のものでと云うことで、別に要望何かする必要はないと思つてますが、

水道課長～給水をして呉れと市に申込みがあつた場合には、管理費は、市のいわゆる条例を適用して給水をする。

1 番～管理の限定としては、市の全額請求と云う限定条件がある訳ですか

水道課長～そうです。

1 番～じつは実が大は、何も顧客の要望があるなしにかかわらずで、水道課長と云うことであれば、そう云う条件は、する必要はないと思つておるんですが、どういふ内容でございまして、又くが出て来たのをこれを取り扱されたかどうか。

水道課長～顧客の要望と申しますのは、少し間違ひじゃないかと、新しい顧客が出た場合ですよ。例えば高田地区を管理した場合には、その地区に現

水道課長～御説明申し上げます。2項の第3顧客の要望があれば、宜野湾市は水道条例に規定されている範囲内において、市配水施設への連結を許可すると云うのは、これは少しホンヤクミスではないかと思つておるんですが、現在の施設は、いわゆる個人の施設であると、しかし、それを市に移管した後は市の条例において、それ以上その施設かや給水必要とする人が出た場合には、市の条例によつてしか給水はなされないと云うことですね。今までは個人の施設であるから移管後、検利金みたいな何が取られてはいかないと云う様なことです。

1 番～顧客の要望があればとなつておりますけれども、顧客の要望がなければ、市はその条例に基づいて、この給水は出来ないという意味ですか

水道課長～顧客と云いまして、これは現在移管なつていゝる筈ではなしに、その外の顧客が、ここから水を取らして呉れと云うた場合には、結局は市の条例を適用すると云うことです

1 番～私が疑問に思ふのは、顧客の要望があればという内容でございますけれども、これから移管をする地域において、若し顧客が据不すれば出来ないか。

水道課長～これはこの顧客の要望ではなくして、新しく給水の要望者がいない場合です。

1 番～引きついで後の話してはいいですか。(ハイ)

1 番～その場合は、当然これは市のものだと言ふことで、別に要望何かする必要はないと思ひますが、

水道課長～給水をして呉れと市に申込みがあつた場合には、移管後は、市のいわゆる条例を適用して給水をする。

1 番～移管の限定としては、市の全部出来ると云う限定条件がある訳ですか

水道課長～そうです。

1 番～じや貴方がたは、何も顧客の要望があるなしにかかわらずですね、水道自体と云うことであれば、そう云う条件は、する必要はないと思ふんですがね、どういふ内容でこう云う文くが出て来たかこれを検討されたかどうか。

水道課長～顧客の要望と申しますのは、少し勘違いじやないかと、新しい顧客が出た場合です。例えば高田邸宅を移管した場合に、その地域に現

7

在移管されたものの外に、新しい構築をして、そして宜野湾市に一部給水の申込みがあつた場合には、宜野湾市の水道条例を適用して給水をする、そういう事は移管前に若し、その施設の現在の所有者の者が新しく入つて加入する人に~~収~~権利金を要せんかと云う様な意味のものである。

- 1 番～これは権利金が発生する訳ですか、権利というものが、市が引き継いだ後は、そういう権利と云うものは、すべて白紙にもどるんでないですか。

水道課長～そうです。それは水道公社からの、こう云つた文面でありまして

- 1 番～そう云つた疑問点ですね、もつて当局が管理するならば、そう云つたものをばつさり具体的に説明して、条文的訂正なり、そういうものを出来なかつたかどうか、そういう条文が入つてると、非常にあいまいですよ、市が引き継いだ後は、当然それは、従来の条例でやると云うことは、あたり前の話しであつてですね、それは何も顧客の要請とかと云う文句が使える事はないと思ひます。そこで何かそういうた、みような意味がよくないかと、云う様な感じがとられるんですが、市のものである以上ですね、これは当然そういう所の要請はありえないはずですね。

水道課長～今までは、移管にならない前は、そういうた様な高田住宅においても、現在そういうたのがあつたらしいけれど、1個人が水道の何をしてたか、その高田住宅から権利金を要求されて、それで出来なかつたと云う様な、その時までは、水道公社の何でありますから、今後そう云つた事を市に移管する事によつて、こう云う事をなくそうと云う意味のものではないかと思ひます。

- 1 番～そう云うものであればですね、市が引き継ぐ前提としては、あくまでもこれは、すべての権利と云うものは、そのまま所属する考えでせう

水道課長～ハイ

- 1 番～別に従来水道公社が取り扱つていた同様な状態を含むわけじゃないですか。

水道課長～そうです。

- 1 番～そうならば、個人申込みと云うものは、ありえないはずですが、こう云う文が書かれている以上は、従来の権利をそのまま継承するんだという意味にも受取れないとも聞らないですけれど、この辺は、ばつさり明示して欲しい。誰のものであるかと云う問題ですね。要するに当

在移管されたものの外に、新しい建築をして、そして宜野湾市に一応給水の申込みがあつた場合には、宜野湾市の水道条例を適用して給水をする、そういう事は移管後に若し、その施設の現在の施設の主が新しく入つて加入する人に検料金を要望せんと云う様な意味のものであるそうです。

- 1 番～これは権利金が発生する訳ですか、権利というものが、市が引き継いだ後は、そういう権利と云うものは、すべて白紙にもどるのではないですか。

水道課長～そうです。それは水道公社側からの、こう云つた文面でありまして

- 1 番～そう云つた疑問点ですね、もつて当局が管理するならば、そう云つたものはつきり具体的に説明して、条文の訂正なり、そういつたものを出来なかつたかどうか、そういつた条文が入つていると、非常にありませんよ、市が引き継いだ後は、当然それは、従来の条例でやると云うことは、あたり前の話してあつてですね、それは何も顧客の要望とかと云う文句は変える事はないと思います。そこで何かそういつた、みよな意味がふくんではないかと、云う様な感じがとられるんですが、市のものである以上ですね、これは当然そういつた所の要望等はありえないはずですがね。

水道課長～今までは、移管にならない前は、そういつた様な高田住宅においても、現在そういつたのがあつたらしいけれど、1個人が水道の何をしたら、その高田住宅から権利金を要求されて、それで出来なかつたと云う様な、その時までは、水道公社の何でありますから、今後そう云つた事を市に移管する事によつて、こう云う事をなくそうと云う意味のものではないかと思ひます。

- 1 番～そう云うものであればですね、市が引き継ぐ前提としては、あくまでもこれは、すべての権利と云うものは、そのまま所属する考えてせう

水道課長～ハイ

- 1 番～別に従来水道公社が取り扱つていた同様な状態を含むわけじゃないですか。

水道課長～そうです。

- 1 番～そうなれば、個人申込みと云うものは、ありえないはずですが、こう云う文が書かれている以上は、従来の権利をそのまま継続するんだという意味にも受取れないとも限らないですからね、この辺は、はつきり明示して載きたい。誰のものがあるかと云う問題ですね。要するに当

これは

然これは市のものに所属性質のものであると思いますのでそう云つた文  
句は変える必要はないと思います。

議長～置く休憩致します。(午前11時05分)

議長～再開致します。(午前11時10分)

5 番～456社の内現在市当局で調査の上判別しているのは完備、顧客が何社  
ですか。

水道課長～完備顧客はありません。

5 番～そうすると、契約条項2番の4項にある所の8月31日までに、せめて  
メータ一制に切り替える条件はそのまま相手側は履行されておる訳です  
ね。

水道課長～そうです。

5 番～先程から質問に対する説明、答弁におきまして、メータクのミスではな  
いかと云つた様な答弁がありました。これじや答弁になつておらずに  
ミスであるかどうかは議会が始まる前に、相手側に確認して、しかるべき  
答弁をすべきであります。ですから今の様な調子の答弁を引き続きやられ  
るんだったら、答弁は出来ないと厚いと思います。456社の内直接個人が水  
道公衆と掛つて、実際に、水道栓を引つばつて来て、使用している家  
いがあるんですが、これはすべて456社の内に含まれておられますか。

水道課長～そうです。

5 番～どう云う調査で含まれていることがわかりますか。

水道課長～向からのリストで。

5 番～リストで、水道公社からのいわゆる手渡された資料によつて、全部含ま  
れていると解しやくされている訳ですか。

水道課長～そうです。

5 番～それでは、若し外にもあるかも知らんと云う解しやくも成り立つ訳です  
ね。水道公社が仮に事実に基づかない資料を当局に送つたとした場合には、  
なされている事実があるはずで、私があえてどう云う事をおたずね  
致しますのは、そう云う場合と、~~メータ一制に切り替へた場合と、~~そう云うよ  
うなすべて、いわゆるメータ一制に切り替へた場合と、金額、市の水道

然これは市のものに帰属性質のものであると思いますのでそう云つた文  
くは変える必要はないと思います。

議 長～暫く休憩致します。(午前11時05分)

議 長～再開致します。(午前11時10分)

5 番～456栓の内現在市当局で調査の上判明しているのは定額、顧客が何栓  
ですか。

水道課長～定額顧客はありません。

5 番～そうすると、契約条項2番の4項にある所の8月31日までに、せめて  
メーター制に切り変える条件はそのまま相手側は履行されておる訳です  
ね。

水道課長～そうです。

5 番～先程から質問に対する説明、答弁におきまして、ホントクのミスではな  
いかと云つた様な答弁がありました。これじや答弁になつておりません  
ミスであるかどうかは議会が始まる前に、相手側に確めて、しかるべき答  
弁をすべきであります。ですから今の様な調子の答弁を引き続きやられ  
るんだかゝら、審議は出来ないと。456栓の内直接個人が水  
道公社と当つて、実際に、水道栓を引つばつて来て、使用している家て  
いがありますが、これはすべて456栓の内に含まれておりますか。

水道課長～そうです。

5 番～どう云う調査で含まれていることがわかりますか。

水道課長～向からのリストで。

5 番～リストで、水道公社からのいわゆる手渡された資料によつて、全部含ま  
れていると解しやくされている訳ですか。

水道課長～そうです。

5 番～それでは、若し外にもあるかも知らんと云う解しやくも成り立つ訳です  
ね。水道公社が仮に事実に基づかない資料を当局に送つたとした場合に  
は、もれている事実があるはず。私があえてこう云う事をおたずね  
致しますのは、そう云う場合と、金額～市の水道を利用するそう云うふ  
うなすべて、いわゆるメーター制に切り替えた場合と、金額、市の水道

を利用すると云う思慮の観点からの金額、そこにはどうしても差額と云うものが出て来るはずであります。殊にその差額が出て来た場合には市当局に対して不満がでるはずであります。ですからその辺の事は、未通行の担当の担当者もおるはずだし、調査とか、そう云つた様な方法を取られたかどうかおたずね致します。あくまで456株に全部が含まれている事を認定されるのは、水道公社がそう云つたと云う事が今ゆい一々理由になつている訳であります。その外に市直から、調査されたことがあるかどうか、あればある、なければないで結構です。

水道課長～1個人約、456株全部にはあたつておりませんが、水道公社のいわゆる本管高水の所有者の骨をまわつております。

5 番～契約条項、4款の下に書かれている、同封書類の○中に顧客名簿と云うのがあります、その顧客名簿と比較照合すれば、それが456株に含まれているかどうかは判然とする訳であります。その顧客名簿は地域別に成りはその地域においていちいち照合したことがありますか。

水道課長～地域ではありませんが、図面上での照合はしております。

5 番～図面上

水道課長～236番の5, 823, 67セントは9月1日以前移管になりました骨で、これは確定して、水道公社から来ているものです。残りの2, 070ドルが、或は115株10月以前移管になる予定で予算計上しております。1株当り18\$の計算でやつています。

1 番～その骨については未だ現在に取り付けられてないと云うことですか。

水道課長～メーターは取り付けられておりますが、移管は10月以前移管の予定で、

1 番～メーターはどこに取り付けるか、

水道課長～公社がです。

1 番～公社が取り付けてあるんですけれど、移管は未だと云う訳ですね。

水道課長～そうです。341株骨が、5, 823, 67セントで、残りの115株が10月以前移管の予定でやつている訳です。

1 番～結局それと両方折したものが、予算費にまわされたと云う訳ですね。

水道課長～移管は計上されております。7, 894\$の予定です。

1 番～だから両方、2つ合したものがあつていい訳ですね。

を利用すると云う恩恵の観点からの金額、そこにはどうしても差額と云うものが出て来るはずであります。殊矣その差額が出て来た場合には市当局に対して不満がでるはずであります。ですからその辺の事は、末端行政の担当者もおるはずだし、調査とか、そう云つた様な方法を取られたかどうかおたずね致します。あくまで456栓に全部が含まれている事を認定されるのは、水道公社がそう云つたと云う事が今ゆい一な理由になつている訳であります。その外に市自から、調査されたことがあるかどうか、あればある、なければないで結構です。

水道課長～1個人約な、456栓全部にはあつておりませんが、水道公社のいわゆる本管施設の所有者の券をまわつております。

5 番～契約条項、4款の下に書かれている、同封書類のの中に顧客名簿と云うのがあります、その顧客名簿と比較照合すれば、それが456栓に含まれているかどうかは判然とする訳であります。その顧客名簿は地域別に或いはその地域においていちいに照合したことがありますか。

水道課長～地域ではありませんが、図面上での照合はしております。

5 番～図面上

水道課長～2項6番の5, 823, 67セントは9月1日以降移管になりました券で、これは確定して、水道公社から来ているものです。残りの2, 070ドルが、或は115栓10月以降移管になる予定で予算計上してあります。1栓当り18\$の計算でやつています。

1 番～その券については未だ現在は取り付けられてないと云うことですか。

水道課長～メーターは取り付けられておりますが、移管は10月以降の予定で、

1 番～メーターはどこが取り付けるか。

水道課長～公社がです。

1 番～公社が取り付けてあるんですけど、移管は未だと云う訳ですね。

水道課長～そうです。341栓券が、5, 823, 67セントで、残りの115栓が10月以降の予定でやつている訳です

1 番～結局それと両方計<sup>上</sup>したものが、予算費にまわされたと云う訳ですね。

水道課長～数字は計上されております。7, 894\$の方です。

1 番～だから両方、2つ合したものがあつていい訳ですね。



水道課長～そうです。

19番～今先の1番さんと間違致しまして、その2項の3です、要望について先は、はつきりしませんので、もう1度、顧客の要望があればと云う文句ですが、それは一応水道公社から頼されたものが、英文であつたのか又ここで、ホントクしたものであるかどうか、若し、それがホントクしたものであるとすれば、これは誤クと云う事は考えられないかどうかの1点、よしんば、結局水道公社から、本市に移管されるんらからして、その顧客の要望があればと云う文句は当然削除されるべきだと私は考えます。宜野湾市は水道条例に規定されている範囲内において結局その地区において、給水することが出来ると云う様な条文が妥当ではないかところ考えております。その点、もう1ツ5番目のものですね、マーシー内の結局、項ですが、それが9月1日からいよいよメーターによる料金を徴収すると云うようになっておりますが、工事は完了したかどうか、その3点について。

水道課長～2項の3について、もう少し勉強したいと思つております。4は現在施行中で、向こうは10年、14、5年位前の給水で、ものすごく給水管がクモのすみたいに入つておりますので、なかなか工事が進行しないておりますが、今月1日には、ほとんど完了する予定であります。

19番～そう云う様な工事がおくれたと、しかしながら、この文面では9月1日から量水器の支払を要求すると云うこととありますが、そうなつた場合に結局親メーターの指針通り向こうからの水の請求は来ると、所が各家でいよいよ給水栓自体が工事が出来ないと云つた場合に、そこにアンパラスが生じて来ると思うがそう云つた事に対してどう云う様に考えていますか。

水道課長～1ヶ月の30日間の、実際から云いますと、30日間ずつとメーターを通してからでないと、測定は出来ませんが、仮にこの栓をつけてから月末までに10日の期間がなつておまうとおるとしますと、それを基準にして、算定して、1ヶ月分を測定しようと思つております。

19番～問題はですね、マーシー地区は何件あるか良く知りませんがその工事が思ふ様にはならないと、所がここにうたわれているのは、結局何です、ね、9月1日から水代を要求することになつておりますね、そうなつた場合に、金額は今まで定額料金でせう、未だメーター工事もやられてないと、そこで水をほんばん使ふんだけれども結局メーターには、指示されない訳ですね、所が親メーター自体は、ちゃんちゃん上がると云つた場合ですね、結局このことから徴収する金額と親メーターを表示された水量の額が相当の開きが出来ると思ふんです、親メーターに表れた水道料金を要求された場合に、そこに大きな差が出来ると思ふんです、その問題です。



水道課長～それは結局、仮にメーター取り付けてから10日になるとした場合で  
ね、実際には9月1日から親メーターは、メーター付けんまで動いて  
いるんですがね、その20日以後、又20日付けたものとすると、その  
10日間のですね、読みを計算して、10日間にいくら上るから、その  
前の月の費を算定して1ヶ月費の料金を測定しようと思っております。

議 長～暫く休憩致します。(午前11時22分)

議 長～再開致します。(午前11時23分)

4 番～456栓で、7、894ドルとなつておりますが、1栓当り約17\$、  
この公認価格、普通市が取り付ける場合にいくらかかるか、1栓当りそ  
して、その価格はあくまでも向こうから示された価格そのものを受諾し  
なければいかなかつたのかどうか、或は原価償却をして、相当長く使わ  
れている、メーターについては、はたしてそれだけ価値があるかどうか  
そう云つた様な、何んと云いますか、それと評価する場合に、財産の取  
得はあくまでも買売でありますので、当然買う側と売る側の交渉によ  
つて、相当の値段の違いがあるかと思ひますがこう云う問題がどう云う  
ふうになされたか、

水道課長～向こうの単価が1栓当り17\$67セントになつておりますが、メー  
ターの原価からしましても、11\$それからそれに取り付ける部品とし  
て、1\$50セントその外にメーター箱とか何が2、17セントで、工  
事費として3、00\$と云つておりますが、大体市の予算として、そう  
云つた給水工事費となつております。

4 番～その場合、償却費とかそう云つた何はございせんが、

水道課長～そう云うものは、取り付けてまもないですから、新しい全部メーター  
で償却の何はありません。

4 番～もう1点だけ、先程も話題になつておりましたが、一応市が当然やるべ  
地域であります。だがしかし、それまで得なくて、個人で施設をして  
そして水道公社と契約して今まで給水を受けておつたと、そこで個人が  
施設した地域に対して、単なるその権利、メーターそのものだけを比較  
して残りの個人の施設をそのままにして、市の条例を適用して同等な料  
金を取るとうことが私は疑問に思つております。それについて市は、  
どう考えるかです、或はそのままで当然普通の通り条例を適用して、  
この料金が取られるかどうか、それについて、どう云つた様な措置をお  
考えになつておられるか。

水道課長～当然施設の買上げと云う事は、考えられますので、現在の所は予算上

もないし、それが65年度において支払いをしようとする様な約束で1号承諾書はもらつてある訳です。

4 番～その場合に、65年度において、この施設の評価をするのかどうか、或は又その承諾を、承諾書を取りかわす時に一応の評価をして支払の方策も両方で話し合うかと云つた様な事であるのか、当然これはこの施設そのものがですね、ある程度専門的に評価しなくちゃいかないと思ふんですが、その評価をどの様になされるかどうかですね。

水道課長～これは未だ評価の段階までは来ておりませんが、調査を進めて、これからその配管の系統等或は設計見積りをやつて、両方統一して、それで文書もかわして、何しようと思つております。

3 番～興流致しまして、次4番の問題ですが、施設の地元民との契約して買ると云う案に対する義務の問題であります高りますが、この業者と水道公社との契約を取りかわしてあるはずであります、それについて長野市の水道条例を適用した場合にどう多くされないかどうかですね。その種の検討されたかどうかですね。それから第7条でこの7条文中に4号の利率が加算されていると云うことはどう云う意味であるか、こう云う取決めの中にどう云う疑問の言ばをつかつていいか、こう云う様な利率は当局で為されたかどうかお聞きします。

水道課長～水道公社と業者との契約の中には、市が移管業務をした場合には、何等でも市に移管すると云う様な条項があるので、それについては別に支障はないだろうと思ひます。

3 番～移管の問題は別に支障はないと思ひますが、その利率の問題において、何か取り決めてあると思ひますが、その点についての了解も、或は市に移管して、市に水道料金を徴収出来るかどうか、と云う所の話し合もついでいるかどうか。

水道課長～公社からこれは文書で、今度市の条例を適用してからを云う様な文書は全部配布してあります。

3 番～向こうも納得しているかですね。

水道課長～給水を油川市にまかしている訳ですから、公社が取り扱ふからと云う様な例んでありますから、今までも契約して毎日の様に来ております、それから7番の、若し上記指定日までに量水料金が支払いがなされない場合は、1963年9月1日から、未納金の4%の年利が課されるだろう、このあるうですが、課されずと云うことであります。英文では、何かだろう見たいな例んで、英文を深くはせずですよ、それでそのまゝ

もないし、それが65年度においては支払いをしようとする様な約束で1応承諾書はもらつてある訳です。

- 4 番～その場合に、65年度において、この施設の評価をするのかどうか、或は又その承諾を、承諾書を取りかわす時に一応の評価をして支払の方策も両方で話し合うかと云つた様な事であるが、当然これはこの施設そのものがですね、ある程度専門的に評価しなくちゃいけないと思うんですが、その評価をどの様になされるかどうかですね。

水道課長～これは未だ評価の段階までは来ておりませんが、調査を進めて、これからその配管の系統等或は設計見直しをやつて、両方統一して、それで文書もかわして、何しようと思つております。

- 3 番～関連致しまして、次4番の問題ですが、施設の地元民との契約して居ると云う案に対する義務の問題でありますありますが、この業者と水道公社との契約を取りかわしておるはずであります、それについて宜野湾市の水道条例を適用した場合にどうなるかどうかですね。その面の検討されたかどうかですね。それから第7条でこの7条文に4%の割増が加算されていると云うことはどう云う意味であるか、どう云う取決めの中にどう云う疑問の言ばをつかつていいか、どう云う様な検討は当局で為されたかどうかお聞きします。

水道課長～水道公社と業者との契約の中には、市が移管業務をした場合には、何時でも市に移管すると云う様な条項があるので、それについては別に支障はないだろうと思ひます。

- 3 番～移管の問題は別に支障はないと思ひますが、その料金の問題において、何か取り決めしてあると思ひますが、その点についての了解も、直ぐ市に移管して、市に水道料金を徴収出来るかどうか、と云う面の話し合もついているかどうか。

水道課長～公社からこれは文書で、今度市の条例を適用してから云う様な文書は全部配布してあります。

- 3 番～向こうも納得しているかですね。

水道課長～給水を結局市にまかしている訳ですから、公社が取り扱ふからと云う様な何んでありますから、今までも契約して毎日の様に来ております、それから7番の、若し上記指定用までに置水器代が支払いがなされない場合は、1963年9月1日から、未納金の4%の年利が課されるだろう、このあろうですが、課されますと云うことであります。英文では、何かだろ見たいな何んで、英文を無くはずです、それでそのまま本

シアクを直アワしたんではないかと聞きます。

副 長～16番の出席を報告する。(午前11時30分)

副 長～暫く休憩致します。(午前11時35分)

副 長～再開致します。(午前11時37分)

1番～財産取得と云うことで、特に外人との何んでありますので、英文和文ありますので、ホニアクのミスでは先程どなたからかありましたがそういうことともあろうと思うんですが、財産の取得と云うものと、それから予算措置と云うものと、どう違うかですわね、と申し上げるのは、こう云う所の、まあ過去になります、以前の問題では、直ぐ予算措置で出来るんだと、今年、新しく財産取得と云うことになりましたので、その取得に要する金額ですわね、これは案件では7,894ドル、しかしながら、これらについて資料につきましては5,823ドル、しかしながら、これらと併せて7,800ドルで10月1日に予定の金額ですわね、2,670ドルを加えて、7,894ドルとなるんですが、実際財産の取得となると、これが正しいかですわね、あえて7,800円予定された分の理由ですわね、それを云うならば、当然ここで財産を負担するんだと云う金額ですわね、5,827ドル67セントに限定されるものと云うふうにしておりまして、予算上調達してありますので、7,800ドルと或はその取得の金額、つまり7,800,94ドル現在うら付となる所の部費については5,800ドルくらいかというふうになつております、この点御説明いたします、もう1つは、この7,894ドルに対しては10月1日予定されるだろうと云うふうな金額でありますか、何故10月1日を期しての文書になつているんですわね、この5,823,67ドルを10月31日までには支払わなければならないと云う問題であります、そうなのに、これだけは10月1日ど云うことになつておりますかですわね、それから、もう1つメーターと云うものと量水器とは違うかどうか、その文書には、メーターと云うものがあるし、或は又量水器とあるんだが、どう違うかですわね、それから、何故そう申し上げるかと申しますと、先程もどなたからかありましたが、いわゆるマーラー地域においては、定額制が取り付けているのが普通で、或は又市の条例にもとづいて、メーターを取り付けて、市の条例通り運用している所もあると、そこで云う所の公社で、いわゆる取り付けただ公社の量水器ですわね、と云うことと、ここに示めされたメーターとどう違うかですわね、そうなるというわけ、それではこの顧客は全部メーターをつけているものと予想されるんだが、あえて、ここに量水器、顧客がすでに取り付けられた公社の量水器と云つた事になつておりますが、この点御説明をお願ひ致します。

水道課長～1番客員員の5,823ドルについては、これは財産取得とみなして、

ンヤクを直ヤクしたんではないかと思います。

議長～16番の出席を報告する。(午前11時30分)

議長～暫く休憩致します。(午前11時35分)

議長～再開致します。(午前11時37分)

18番～財産取得と云うことで、特に外人との何んでありますので、英文和文ありますので、ホンヤクのミスでは先程どなたからかありましたがそういふこともあろうと思っておりますが、財産の取得と云うものと、それから予算措置と云うものと、どう違うかですね、と申し上げるのは、こう云う所の、まあ過去になります、以前の問題では、直ぐ予算措置で出来るんだと、今度、新しく財産取得と云うことになりましたので、その取得に対する金額ですね、これは案件では7,894ドル、しかしながら、それについての資料につきましては5,823\$,しかしながら、これは7,800は後で10月1日に予定の金額ですね、2,070\$も加えて、7,894\$となるんですが、実際財産の取得となると、どれが正しいかですね、あえて7,800\$予定された方の理由ですね、そこで云うならば、当然ここで財産を負担するんだと云う金額ですね、5,827\$67セントに限定されるものだと云うふうに解しておりますが、予算上関連しておりますので、7,800\$と或はその取得の金額についても7,800,94\$現在うら付となる所の部番については5,000\$いくらかというふうになっております、この点御説明願います。もう1ツは、この7,894\$に対しては10月1日予定されるだろうと云うふうな金額でありますか、何故10月1日を期しての文書になつていくかですね、この5,823,67\$を10月31日までには支払わなければならぬと云う問題であります。そうなのに、これだけは10月1日と云うことになつておりますかですね、それから、もう1ツメーターと云うものと量水器とは違うかどうか、その文書には、メーターと云うものがあるし、或は又量水器とあるんだが、どう違うかですね。それから、何故そう申し上げるかと申しますと、先程もどなたからかありますが、いわゆるマーシー地域においては、定額制が取られているのがあり、或は又市の条例にもとづいて、メーターを取り付けて、市の条例通り適用している所があると、そこで云う所の公社で、いわゆる取り付けた公社の量水器ですね、と云うことと、ここに示めされたメーターとどう違うかですね、そうなるといわゆる、それではこの顧客は全部メーターなつていふものと予想されるんだが、あえて、ここに量水器、顧客がすでに取り付けられた公社の量水器と云つた様になつておりますが、この辺の説明をお願い致します。

水道課長～18番議員の5,823\$については、これは財産取得とみなして、

議会の議決を求めてありますが、残る115柱の2,070\$に対しての何は10月以降であるので、それで、ついでにと云う訳でもありませんが、1語に予算計上してあるものですから、その議決を求めいる訳です、それからメーターと量水器とは一致するものではないかと思つてあります。別にメーターと云うものと、量水器と云うものと品物自体も同じであるし、文書においては、メーターと書いてたり、それから量水器と書いてありますが、これは1語です。

18番～私も一語だと用いますが、その機会にすると、財産の取得はいわゆるここで示されている量水器ですね、しかし、下にあります所の量水器を含む水道施設と云うことはどう云うことであるのか、

水道課長～これは工事費が、工事費、それからその取り付け部品が含まれているので水道施設と、

18番～水道施設関係とをりますと、量水器と云うのは、一定の限られているものでわかるんですが、その量水器をいわゆる金を払つて買うことによつて、すでにその水道施設、付帯施設そのものも市の財産になるかどうかですねと云うのは部費品であるかどうかですね、その施設と云うものは、引き継ぐいわゆる権利取得と云うことになる訳ですが、その機会に云う所の量水器を含む施設と云うことですね、水道施設とは必ずないか、部費品とは考えられませんが、施設の部シヤクですね、どこまでが、市に移管される量水器代を払うことによつて市の財産になる所の水道施設と云うのは、どこまであるかですね、それから先程の答弁に、2,070\$はおつて移管されるだろうと云うこととありましたがその機会に人とのあい申においてですね、特にこの機会に明示されなければ罰ですが、将来予想される所の財産を買うと云う事は別ですが、もとでは買上げられた水道に関する財産と云うことで、明示されておるんだが、明示された金を払うかどうかですね、仮定の金に相当する取得すると云うことは、それからもう1つは、そうはなつておりませんが、10月多々～～～1日からと云う事はですね、その金を10月31日までには払えば良いと云うことになつておりますが、どうして115柱は10月1日となつておりますか、

～～～341

水道課長～これは341柱です。

18番～341柱はですね、これに云う所ですね、酒田の115柱ですか、115柱は10月1日ですか、10月1日移管の予定だと、しかしこの341柱はですね、341柱はですね、一語の代金でさえも10月31日になつているのにどう云う理由があつて10月1日であるかですね、まちまち公営は公営をりの取り扱いはあるはずですが、こことして、先程御説

議会の議決を求めておりますが、残る115柱の2,070\$に対しての何は10月以降であるので、それで、ついでにと云う訳でもありませんが、1議に予算計上してあるもんですから、その議決を求めいる訳です。それからメーターと量水器とは一致するもんじゃないかと思つております。別にメーターと云うものと、量水器と云うものと鼎物自体も同じであるし、文書においては、メーターと書いてたり、それから量水器と書いてありますが、これは1議です。

18番～私も一諾だと思つてますが、その場合にすると、財産の取得はいわゆるここで示されたいる量水器ですね、しかし、下にありまが所の量水器を含む水道施設と云うことはどう云うことであるのか、

水道課長～これは工事費が、工事費、それからその取り付け部品が含まれているので水道施設と、

18番～水道施設関係となりますと、量水器と云うのは、一定の限られているものでわかるんですが、その量水器をいわゆる金を払つて買うことによつて、すでにその水道施設、付帯施設そのものも市の財産になるかどうかですと云うのは部費品であるかどうかですね、その施設と云うものは、引き続きいわゆる権利取得と云うことになる訳ですが、その場合に云う所の量水器を含む施設と云うことですね、水道施設とはありえないか、部費品とは考えられませんが、施設の解シヤクですね、どこまでが、市に移管される量水器代を払うことによつて市の財産になる所の水道施設と云うのは、どこまであるかですね、それから先程の答弁に、2,070\$はあつて移管されるだろうと云うことでありましたがその場合に人とのあい申においてですね、特にこの場合に明示されなければ別ですが、将来予想される所の財産を買うと云う事は別ですが、ここでは買上げられた水道に関する財産と云うことで、明示されておるんだが、明示された金を出来るかどうかですね、仮定の金に対する取得すると云うことは、それからもう1ツは、そうはなつておりませんが、10月多分骨までを払えは1月からと云う事はですね、その金を10月31日までに払えば良いと云うことになつておりますが、どうして115柱は10月1日となつておりますか、

水道課長341

水道課長～これは341柱です。

18番～341柱はですね、これに云う所ですね、高田の115柱ですか、115柱は10月1日ですか、10月1日移管の予定だと、しかしこの341柱ですか、341柱はですね、一諾の代金でさえも10月31日になつているのにどう云う理由があつて10月1日であるかですね、もち論公社は公社なりの取り扱いがあるはずですが、こことして、先程御説

語がありました。水道公社の経営がないからと云つて、未だその地域にあるかも分らないと、それ家にもあらずそう云う場合にです。ね、この115号が一路にです。ね、移管されない理由です。ね、その理由を御説明願います。

水道課長～5、823号は10月1日までに支払しなければいかなないと云うことは、こちらからも要請して、支払はな何んでありましたが、向こうとしては、即時支払つて呉れという様な要請から文書が来ていたのでと云う限で浦添村もそう云つた移管の問題でありましたが、向こうの都合には、即時支払いと宜野湾市の場合は、1ヶ月延してもらつて、10月末までと云うことになっております。それから施設のメーターの設置と云うことですが、施設の部分は市が今買上げするとその分については、メーターとそれからそれを取り付ける部品、それを工事する工費の分だけが、市の取得ということですが、

議 長～12号の出席を報告する。

5 番～市員に質問致します。先程休憩において、すでにこの契約条項にある3款にもとづく所を受諾する旨の市長印を捺印して、すでに相手側水道公社に返送したと云う様な認識がありましたが、これは事実ですか、その返送した目付をここで開示するように示して下さい。この条項によりますと、捺印して市長の公印を捺印して相手側に返送することによって契約の成立条件としてなっております。そこでその目付をお開きしないんです。

5 番～議案第38号は、財産取得の市条例の規定に基づいて提案されたと思ひます。そうでありますか。(ハイ)  
しからば、この議案第38号の対象区域なっておりますか。水道公社との456号の財産移管の契約条項、3款についておたずね致します。この条項にすべて承諾であった場合は捺印して、宜野湾市長は捺印して水道公社にその旨の文書を返送した場合に、これを以つて財産移管の取壊移管の契約条項とすることになっております。そこで3款について、おたずね致します。この文書に署名されて、受諾である旨の署名をされて、捺印されて相手側に返送されたかどうか。

市 長～前からこれの移管については、再三要請があるし、又早くやりたいと云うことです。

5 番～私は返送されたかどうかをおたずねしております。返送されたか、捺印をして、ではさらにおたずね致します。しからば、すでに受諾である旨の捺印をして、相手側に返送されたからには、財産取得に対する宜野湾市当局と、水道公社とは、すでに契約がすでに成立することになります。すでに財産取得のすべての法的要件をお守りしているにもか

明がありました様に、水道公社の委任がないからと云つて、未だその地域にあるかも分らないと、それなきにもあらずそう云う場合にですね、この115栓が一括にですね、移管されない理由ですね、その辺を御説明願います。

水道課長～5、823番は10月1日までに支払いしなければいかないと云うことは、こちらからも要望して、延す様な何んでありましたが、向こうとしては、即時支払つて呉れという様な民政府からの文書が来てるのでと云う訳で浦添村もそう云つた移管の問題でありましたが、向こうの場合には、即時支払いと宜野湾市の場合は、1ヶ月延してもらつて、10月末までと云うことになつております。それから施設のメーターの施設と云うことですが、施設の部費は市が今買い上げするとその分については、メーターとそれからそれを取り付ける部品、それを工事する工費の分だけが、市の取得ということですが、

議長～12番の出席を報告する。

5番～市長に質問致します。先程休憩において、すでにこの契約条項にある3款にもとづく所の受諾する旨の市長印を捺印して、すでに相手側(水道公社)に返送したと云う様な説明がありましたが、これは事実ですか、その返送した目付をここで明りように示して下さい。この条文によりますと、捺印して市長の公印を捺印して相手側に返送することによつて契約の成立条件してなつておりますね、そこでその目付をお聞きしたい訳です。

5番～議案第38号は、財産取得の市条例の規定に基づいて提案されたいと思ひます。そうでありますか。(ハイ)  
しからば、この議案第38号の対象区域なつておりますから、水道公社との456栓(財産移管)の契約条項、3款についておたずね致します、この条項にすべて承諾であつた場合は捺印して、宜野湾市長は捺印して水道公社にその旨の文書を返送した場合には、これを以つて財産移管の販売移管の契約条項とすることになつております。そこで3款について、おたずね致します。この文書に署名されて、受諾である旨の署名をされて、捺印されて相手側に返送されたかどうか。

市長～前からこれの移管については、再三要望があるし、又早くやりたいと云うことです。

5番～私は返送されたかどうかをおたずねしております。返送されたか、捺印をして、ではさらにおたずね致します。しからば、すでに受諾である旨の捺印をして、相手側に返送されたからには、財産取得に対する宜野湾市当局と、水道公社とは、すでに契約がすでに成立することになります。すでに財産取得のすべての法的要権をおびているにもか

わらず議会にこの財産を取得しているかどうかの問題を条件として提案したのは、如何なる理由でありますか。

市長～これにつきましては、先に林野の場合に申し上げました様に一応これは孤  
立事業の拡張だと云う考え方で予算に編して、これを並め繰と云う考えで  
あつました。これは良く検討して見ますと、単なる新規にに全体の簡易水  
道的な補充ものを、市が買上げる場合の予想したものだところ考えた、そ  
うでなしに一応これは財産と認めて、財産取得の議決が必要であると云う  
ことになりましたので、予算を一応提案してから、これを後で加えた訳で  
あります。

委員～只今の市長の説明によりますと、この文書に署名する時においては、財産  
取得に関する市条例に基づき議会において議決をする必要はなかつたと云  
う観点で、いわゆる議決に因らないて契約したと云う様な話してありませ  
んが、そうでありますか。

市長～はい、執行の事業の拡張として、この契約をしてもいいと云う気持ちで単に  
水道公社には何した訳であります。

委員～現在においては、これは提案されておられますからには、これはやはり、市  
条例の財産取得の取得に関する条例に基づいて、議会の議決を要して、財  
産取得であると認定されて、こう云うように、追加の提案をなされた訳で  
ございませうか、（そうあります）

私の知っている範囲内におきましては、若し今後も財産取得に対してさう  
云う様な、いわゆる間違つた解しやくで取り扱われた場合には、執行され  
た場合には、非常に財産取得に管理者の立場といたしましても、不安をい  
だかざるを得ません、そこで財産取得に関して、議会の議決を要すべきで  
あるかでないか、いわゆるその財産取得の解しやくの範囲とか、そう云う  
のを、担当課長は勿論、助役、市長はもう少しはつきりした自信のある態  
度で臨んでもらいたいと思ひますが、今の各弁ではこの条件の管理その他  
のものも、どうもあふなくて進められない様な気が致します、かさねておた  
ね致しますが、そう致しますと専決処置になつたのを、市長が専決処置で  
なくしたのをそこであらためて議決から消滅されて、38号議案を提案さ  
れたと云うことは、どう云う訳でございませうか、

市長～実際の事がつこうは、そう云うことになつております。

議長～暫く休憩致します。（午前11時51分）

議長～再開致します。（午前11時59分）

議長～本業は市長の設備において総務委員を休ませます。

わらず議会にこの財産を取得しているかどうかの問題を案件として提案したのは、如何なる理由でありますか。

市長～これにつきましては、先に休憩の場合に申し上げました様に一応これは私達事業の拡張だと云う考え方で予算に列して、これを進めようと考えておりました。これは良く検討して見ますと、単なる新規に全体の簡易水道的な様なものを、市が買上げる場合の予想したものどころ考えた、そうでなしに一応これは財産と認めて、財産取得の議決が必要であると云うことになりましたので、予算を一応提案してから、これを後で加えた訳であります。

奥 番～只今の市長が説明によりますと、この文書に署名する時においては、財産取得に関する市条例に基づく議会において議決をする必要はなかつたと云う観点で、いわゆる議会に凶らないで契約したと云う様な話してありますが、そうでありますか。

市長～はい。執行の事業の拡張として、この契約をしてもいいと云う気持ち単に水道公社には何した訳であります。

5 番～現在においては、これは提案されておりますからには、これはやはり、市条例の財産取得の取得に関する条例に基づいて、議会の議決を要して、財産取得であると認定されて、こう云うように、追加の提案をなされた訳でございますか、（そうであります）

私の知っている範囲内におきましては、若し今後も財産取得に対してのよう云う様な、いわゆる関連した解しやくで取り扱われた場合には、執行された場合には、非常に財産取得に管理者の立場といたしましても、不安をいだかざるを得ません、そこで財産取得に関して、議会の議決を要すべきであるかでないか、いわゆるその財産取得の解しやくの範囲とか、そう云うのを、担当課長は勿論、助役、市長はもう少しはつきりした自信のある態度で望んでももらいたいと思いますが、今の答弁ではこの案件の審議そのものも、どうもあぶなくて進められない様な気が致します。かさねておたずね致しますが、そう致しますと専決処置になつたのを、市長が専決処置でなくしたのをそこであらためて議会から指道されて、38号議案を提案されたと云うことは、どう云う訳でございますか。

市長～実際のかつこうは、そう云うことになつております。

議長～暫く休憩致します。（午前11時51分）

議長～再開致します。（午前11時59分）

議長～本案は質疑の段階において継続審議に付します。

議 長～暫く休憩致します。(0時 - )

議 長～再開致します。(0時10分)

議 長～本日の議題は全部終了致しましたので、これを以つて、本日の開議を閉ることに致します。尚、午後は港務調査の準備をしたいと思つております。全議員の御参加を要請申し上げます。明日は午前は午前10時より開議を閉ることに致します。

議 長～散会 (0時11分)

議長～暫く休憩致します。( 〇時 ー )

議長～再開致します。( 〇時 1 〇分 )

議長～本日の冒程は全部終了致しましたので、これを以つて、本日の開議を閉ることに致します。尚、午後は港湾調査の現場をしたいと思つております。全議員の御参加を要望申し上げます。閉日は午前は午前 1 〇時より開議を開くことに致します。

議長～散会 ( 〇時 1 1 分 )